

## 地域医療体制のあり方(医療法、医療計画等に関する事項)

1. 都道府県医療計画の記載内容の例示
  - 1-参考 熊本県、栃木県
2. 精神関連疾患の推計患者数の推移
3. 精神関連疾患の推計総患者数の年次推移
4. 精神関連疾患の推計外来患者数の年次推移
5. 精神関連疾患の推計入院患者数の年次推移
6. 精神関連疾患の推計入院患者数の年次推移(精神病床)
7. 精神科在宅医療サービスの状況
8. 精神病院の時間外等対応の実績
9. 社会生活機能回復を目的として、活動を主に行う施設の状況
10. 精神科デイケアの実施状況等
11. デイケアの要否等によるGAFスコア別外来患者割合
  - 11-参考 「GAFスコアと病態等」
12. 精神科救急医療システムの概念図
  - 12-参考  
「精神科救急医療システム整備事業実施要項の一部改正について」  
(平成15年8月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)

# 1. 都道府県医療計画の記載内容の例示

## 医療計画

都道府県は医療計画を定めるもの  
(医療法第30条の2第1項)

医療計画への記載事項(医療法第30条の3第2項)

- ・医療圏の設定
- ・基準病床数の算定
- ・地域医療支援病院の整備の目標、機能を考慮した  
医療提供施設の整備の目標
- ・設備、器機・器具の共同利用等、医療関係施設相互の  
機能の分担及び業務の連係
- ・休日診療、夜間診療等の救急医療の確保
- ・僻地医療の確保が必要な場合には、当該医療の確保
- ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の確保
- ・その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

※医療計画作成指針に具体的記載内容

他計画等との関係に  
留意する必要  
(医療計画作成指針)

### 例: 障害者基本計画

都道府県・市町村は障害者基本計画を  
策定するよう努めなければならない  
(障害者基本法第7条の2第2項、第3項)

計画に盛り込むことが望ましい事項及び留意点  
(市町村計画策定指針(障害者対策推進本部))

- ・基本的な考え方
- ・現状と問題点の把握
- ・施策の体系化と相互連携
- ・各種施策の課題・目標と具体的な方策  
〔各施策分野の主要ポイント〕
  - ・啓発広報活動
  - ・保健・医療・福祉サービス
  - ・教育
  - ・雇用・就労 等
- ・計画の実施状況のフォロー体制

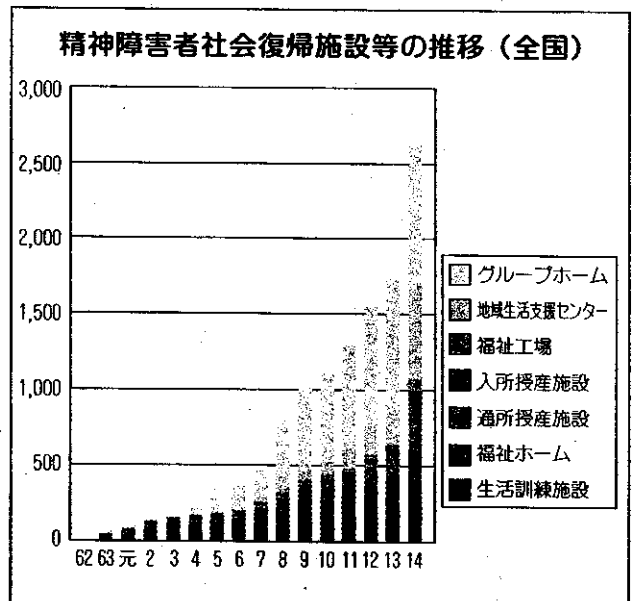
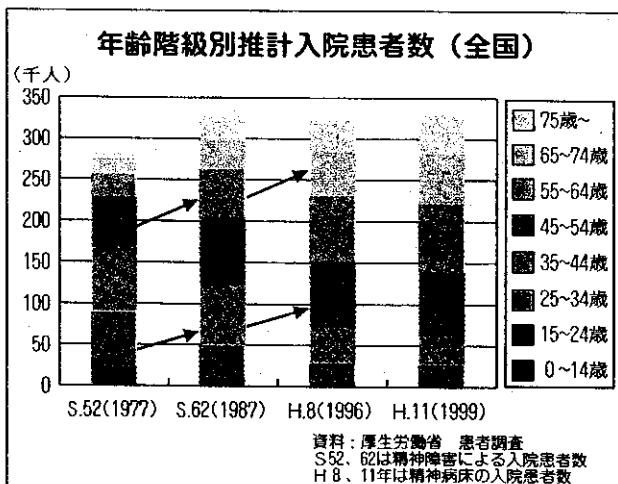
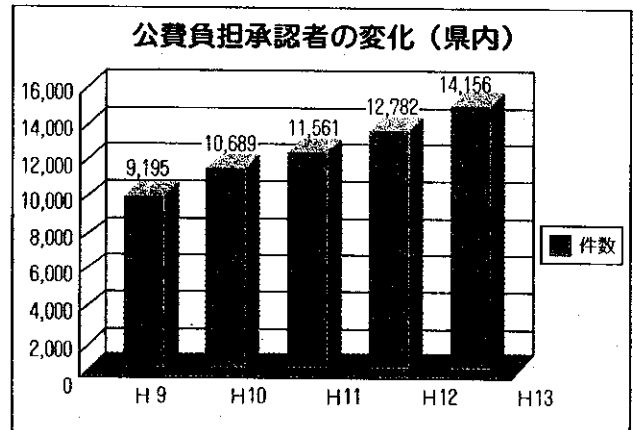
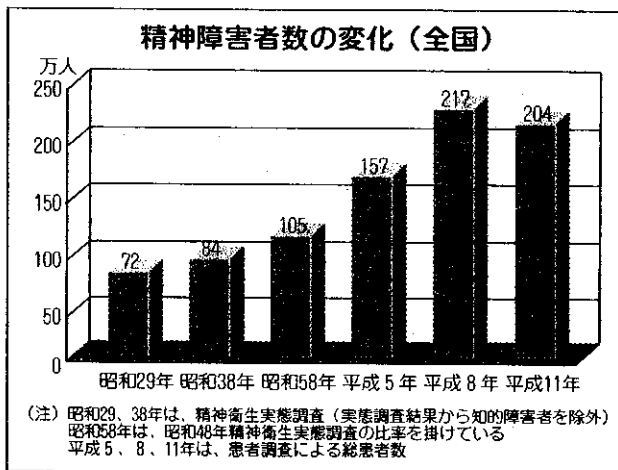
2 疾病に応じた保健医療対策の推進

(1) 精神保健医療の推進 (担当課: 精神保健福祉課)

精神障害者の増加や対応すべき障害の多様化のなか、精神保健福祉ニーズに対応するための施策を推進します。

現状と課題

- 全国約33万人(県内8,600人)の入院患者のなかで社会復帰や社会参加を望んでいる人々の受け皿づくりが必要となっていますが、退院後の就労支援訓練や福祉的支援並びに社会復帰施設等、各種の精神保健・医療・福祉サービスが不足しています。
- 薬物依存、摂食障害、睡眠障害、ひきこもりなど対応すべき精神障害の多様化により、相談体制や相談機能が不足しています。
- 精神障害に対する偏見が未だ根深く残っており、精神障害者の社会参加や自立促進が進まない一因となっています。
- 休日・夜間に緊急に医療機関の受診を希望される精神障害者が増加しています。



目 標

- くまもと障害者プランに基づき精神障害者の社会復帰や社会参加を進めます。
- 人権に配慮した適正な医療の確保を図ります。
- 精神障害者に対する理解を深めます。
- 休日・夜間でも早急に受診できるような迅速で適切な医療体制の確保を図ります。

施 策

- 市町村、保健所、精神保健福祉センター並びに地域生活支援センター等の連携を図り、相談窓口等のサービスを充実します。
- 社会復帰施設や作業所など地域に必要とされる社会資源の整備を促進します。
- 県全体の精神保健福祉の拠点である精神保健福祉センターの機能充実についてのニーズの多様化を踏まえて検討を進め、今後の整備の方向性を明らかにします。
- ホームヘルプサービスやショートステイなどの居宅生活支援事業の実施主体となり精神保健福祉サービスの相談窓口となった市町村を支援するとともに、各福祉的事業を充実します。
- 精神障害に対する理解を深めるため、啓発活動を進めます。
- こころの医療センターにおいては、他の医療機関と連携をとりながら、触法精神障害者や結核合併症患者などの処遇困難例や社会変化に伴う疾病の多様性に対応できるよう政策的な医療の推進を図ります。
- 地域で生活する場合の様々な医療的ケアが必要な時に適切に提供されるよう、休日・夜間の救急医療システムを充実するとともに、医療的な相談に常時対応する24時間医療相談体制の導入について検討します。

精神保健医療体系図

